

平成十八年法律第二百十六号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 道州制特別区域基本方針（第五条～第六条）
第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置（第七条～第十八条）
第四章 道州制特別区域推進本部（第十九条～第二十九条）
第五章 雜則（第三十条～第三十三条）

第一編 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることから、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（三以上の都府県の区域（平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。）の全部をその区域に含むものに限る。）のいすれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であつて政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という。）の区域をいう。

この法律において「広域行政」とは、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（以下「広域的施策」といいう。）に関する行政をいう。

第一節 道州制特別区域計画の作成等（第七条～第九条）

第二節 法令の特例措置（第十条～第十八条）

第三節 交付金の交付（第十九条）

第四節 道州制特別区域推進本部（第二十条～第二十九条）

第五節 雜則（第三十条～第三十三条）

附則

第二編 第一章 総則（基本理念）

第三章 道州制特別区域における広域行政の推進（以下単に「広域行政の推進」という。）は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一括的に活用することを旨として、行われなければならない。

広域行政の推進は、その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与することを旨として、行われなければならない。

広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に發揮されることを旨として、行われなければならない。

（国及び特定広域団体の努力義務）

第四章 国及び特定広域団体は、前条に定める基本理念にのっとり、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（道州制特別区域基本方針）

第五章 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

（道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。）

一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項

3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業（以下「事務等」という。）についての第十二条、第十三条及び第六条に規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。

4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であつて、第十二条、第十三条及び第十六条の規定並びに前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

5 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

6 前号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

7 内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

8 政府は、第二項第三号の計画期間（以下単に「計画期間」という。）が満了することとなる場合においては、あらかじめ、同号に規定する措置を継続する必要性その他の評価を行つて道州制特別区域基本方針を見直し、必要が生じたときは、内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

9 情勢の推移により道州制特別区域基本方針の変更をする必要が生じたときも、同様とす

る。

（特定広域団体の提案）

10 第二節 道州制特別区域計画の作成等

（道州制特別区域計画の作成）

11 第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。

12 内閣総理大臣は、前二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道州制特別区域基本方針を公表しなければならない。

（特定広域団体の提案）

13 第六条 特定広域団体は、広域行政の推進に関する内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合には、内閣総理大臣は、変更提案をしようとするものとのする。

14 第一節 道州制特別区域計画の目標

（道州制特別区域計画の作成）

15 第七条 特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容

16 第二節 当該特定広域団体が実施しようとする特定の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するためには、当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項

17 第三節 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するためには、当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項

18 第四節 特定広域団体が道である場合にあつては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するためには、当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容

19 第五節 次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するためには、当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容

20 第六節 一方に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるお

21 第七節 その維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）

22 第八節 森林法（昭和三十六年法律第二十九号）第

23 第九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

24 第十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

25 第十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

26 第十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

27 第十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

28 第十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

29 第十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

30 第十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

31 第十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

32 第十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

33 第十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

34 第二十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

35 第二十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

36 第二十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

37 第二十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

38 第二十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

39 第二十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

40 第二十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

41 第二十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

42 第二十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

43 第二十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

44 第三十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

45 第三十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

46 第三十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

47 第三十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

48 第三十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

49 第三十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

50 第三十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

51 第三十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

52 第三十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

53 第三十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

54 第四十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

55 第四十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

56 第四十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

57 第四十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

58 第四十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

59 第四十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

60 第四十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

61 第四十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

62 第四十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

63 第四十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

64 第五十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

65 第五十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

66 第五十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

67 第五十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

68 第五十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

69 第五十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

70 第五十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

71 第五十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

72 第五十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

73 第五十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

74 第六十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

75 第六十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

76 第六十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

77 第六十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

78 第六十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

79 第六十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

80 第六十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

81 第六十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

82 第六十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

83 第六十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

84 第七十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

85 第七十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

86 第七十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

87 第七十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

88 第七十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

89 第七十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

90 第七十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

91 第七十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

92 第七十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

93 第七十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

94 第八十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

95 第八十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

96 第八十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

97 第八十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

98 第八十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

99 第八十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

100 第八十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

101 第八十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

102 第八十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

103 第八十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

104 第九十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

105 第十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

106 第十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

107 第十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

108 第十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

109 第十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

110 第十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

111 第十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

112 第十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

113 第十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

114 第二十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

115 第二十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

116 第二十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

117 第二十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

118 第二十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

119 第二十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

120 第二十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

121 第二十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

122 第二十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

123 第二十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

124 第三十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

125 第三十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

126 第三十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

127 第三十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

128 第三十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

129 第三十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

130 第三十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

131 第三十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

132 第三十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

133 第三十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

134 第四十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

135 第四十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

136 第四十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

137 第四十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

138 第四十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

139 第四十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

140 第四十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

141 第四十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

142 第四十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

143 第四十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

144 第五十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

145 第五十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

146 第五十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

147 第五十三節 その維持をしている砂防設備で国土交通

148 第五十四節 その維持をしている砂防設備で国土交通

149 第五十五節 その維持をしている砂防設備で国土交通

150 第五十六節 その維持をしている砂防設備で国土交通

151 第五十七節 その維持をしている砂防設備で国土交通

152 第五十八節 その維持をしている砂防設備で国土交通

153 第五十九節 その維持をしている砂防設備で国土交通

154 第六十節 その維持をしている砂防設備で国土交通

155 第六十一節 その維持をしている砂防設備で国土交通

156 第六十二節 その維持をしている砂防設備で国土交通

<p

事業（国が当該保安施設事業を行つてゐる森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理經營に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）

ハ、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する道道（同法第八十九条第二項の規定により国土交通大臣が道ある特定広域団体の権限の全部又は一部を行つているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業

二、河川法（昭和三十九年法律第八百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川（同法第九十六条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道ある特定広域団体の権限の全部又は一部の知事の権限の全部又は一部を行つてゐるものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

五、第二号の広域的施策の施策効果（当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項

六、その他内閣府令で定める事項

3、特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村との意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。

4、特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5、前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

（国の援助）

第八条 国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関する助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（報告）

第九条 内閣総理大臣は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の実施の状況並びに第七条第二項第五号に規定する広域的施策の施策効果を必要とする場合においては、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第二節 去今の詩列惜置

の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めることができる。

り、法令の特例措置を適用する

第十条 特定事務等であつて道州制特別区域計画に定められたものについては、計画期間内に限り、法令の特例措置を適用する。

第十二条 特定区域团

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事

五 の知事の権限の全部又は一部を行つてゐる
ものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理
大臣に協議して指定するものの改良工事
的施策に基づき実施し、又は実施しようとして
第二号の広域的施策の施策効果（当該広域

てゐる行政上の一定の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。)の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項

特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成

の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の
議決を経なければならぬ。

特別区域に付する特別区域の区域に付するときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣にしたときは、

前二項の規定は、道州制施行日迄二十箇月の不吉に公報にかけられなければならない。

(国の援助)

区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関する

(報言)

第九条 内閣総理大臣は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の実施の状況並びに第七条第二項第五号に規定する広域的施策の施策効果

の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、これを道州制特別区域に定められたものについては、計画期間内に限り、法令の特例措置を適用する。

第十一条 削除

(生活保護法の特例)

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第四項を除き、以下単に「公告の日」という。）以後における生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条及び第四十九条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同法第四十九条中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第二百六号）第七条の規定により同法別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の区域内に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「診療所又は薬局」とあるのは「診療所又は薬局（当該計画作成特定広域団体の区域内に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。）と、同法第四十九条の二第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」とする。

2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第五項並びに第八十六条の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は、国の開設した地域密着

型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域内に所在する地域密着型介護老人福祉施設（以下この項において「介護医療院」について）とあるのは、「介護医療院（当該計画作成特定広域団体の区域内に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護医療院について」と、同条にあるのは、「介護医療院（当該計画作成特定広域団体の区域内に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）について」と、同条第五項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第一条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第八十六条中「第五十四条の二第五項」とあるのは「第五十四条の二第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

4 特定広域団体が第一項若しくは第二項の道州制特別区域計画を変更し、これらの規定に規定する事項が定められないこととなつた場合又は計画期間が満了した場合には、当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）において現に第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等又は地域密着型介護老人福祉施設等（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第八十四条の一の規定は、適用しない。

（商工会議所法の特例）

第十三条 特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第四百四十三号）第四十六条第二項、第三項及び第五項、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号及び第三号の規定の適用については、同法第四十六条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第二百六十六号）」第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第三項及び第五項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項に

